

龜山市公告第45号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を龜山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成27年6月26日

龜山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

龜山市川合町字里沢529番2地内	72.54 m <sup>2</sup>
龜山市川合町字里沢529番2地内	29.45 m <sup>2</sup>
龜山市川合町字里沢532番2地内	25.39 m <sup>2</sup>
龜山市川合町字里沢532番3地内	6.06 m <sup>2</sup>
龜山市川合町字里沢533番地内	13.17 m <sup>2</sup>